

第八十六号議案

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都葬儀所条例の一部を改正する条例

東京都葬儀所条例（昭和二十一年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。
別表第一中「八千四百十円」を「八千二百十円」に、「九千七百六十円」を「九千八百五十円」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都葬儀所条例の規定により、既に納付すべきものとされているこの条例の施行の日以後の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

使用料の上限額を改定する必要がある。